

高山市立東小学校 いじめ防止基本方針

(令和3年度版)

はじめに

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ!いじめ宣言」が採択され、学校としても児童の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。本校児童および学校職員、地域の方々においてもいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。

ここに定める「東小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。また、今後は実態を捉えながら、計画等を適宜修正していくものとする。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられている児童生徒の立場に立つことが必要

(3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める取組)

(1) だれもが輝く学級・学校づくり(規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等)

・よさを認め合う学級経営・教科経営の充実

全ての児童が大切な学級の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくる。

・児童生徒が主体的に問題解決に取り組む指導

いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会でも適時取り上げる。(ストップいじめ宣言の朗唱・各学級の人権宣言・ひびきあい集会・ぼかぼか言葉)

・具体的な場面での繰り返し指導

教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて指導する。(命1番:誰一人の命も失うわけにはいかない)

・心の成長を支える教育相談

「☺まる前に相談」の合言葉で、相談することの大切さを職員・児童で共通理解する。職員の誰もが全校児童のサポーターであることを伝え、誰にも相談できる雰囲気を作る。

SCと連携して「心の授業」を行い、SOSの出し方教育を推進する。

・個に応じたきめ細やかな支援

職員研修を通して、全職員が特別支援教育についての理解を深め、指導力の向上を図る。

(2) 「わかった・できた喜びを感じられる授業」の推進

・UDの14の視点を意識した授業づくり

どの子にも分かりやすく、指導方法を工夫する。

・主体性をもち課題解決を図る授業づくり

必然性のある課題設定 ICT機器の効果的活用

・「わからない」「できない」という児童に寄り添った指導

児童を「みる」 児童の声を「きく」 「わからない」を大切に取りあげる

・どの子にもねらいに迫る学習活動が保障されるグループ学習・小集団学習

意図的な机列、グループ構成 共感的人間関係の育成

(3) 生命や人権を大切に作る指導(豊かな心の育成)

・心に響く豊かな体験活動の充実

様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるような、自然や生き物との触れ合い、幅広い世代との交流、ボランティア活動等

・道徳教育の充実

教育活動全体を通じた、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等の育成

・人権教育の充実

誰もが差別や偏見を許さず、誰に対しても思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」の育成

(4) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

・教育活動全体を通じて、以下の5点を留意した指導を充実させる。

- ① 人が喜ぶことを進んでする
- ② 我慢して、頑張る
- ③ 失敗OK! 自分で考え、進んで行動する
- ④ のびのび声を出す
- ⑤ 困る前に相談する

ひ
が
し
の
こ

という合言葉で指導する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

・教職員及び保護者の間で共通理解

スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底

スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育

・学級、学年、または保護者や地域の方をも交えた意見交流会の実施

インターネット上のトラブルやSNSの使い方に関する親子学習会(外部講師に依頼)

P T A教養委員会と連携した、保護者アンケートの実施と学級(学年)での話し合い

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 早期発見の手立て

- ・職員誰もが児童のサポーターであることの周知(放送・掲示)。「㊟まる前に相談」を具現化するための「マイサポーター制度」の推進。
- ・全職員による日常生活の観察、日常的な声かけ、日記等での情報収集。
- ・ストップいじめアンケート(毎月実施)、教育相談事前アンケート、ハイパーQ U、「なんでもBOX」の活用。**アンケートのダブルチェックによる、速やかな情報確認。**
- ・年2回の教育相談週間の実施。

(2) 早期対応

いじめ発見 → 担任(発見者)から生徒指導に報告(その日のうちに)

↓
管理職への報告(必要に応じて「いじめ未然防止・対策委員会」を開く)

対応方針を確認し行動する(分担して、関係するすべての児童から事実確認を行う)

いつ、どこで、誰が、何を、誰に、どうして、どうした

↓
迅速に家庭への連絡(両者)

↓
加害者への指導(必要に応じて全体指導)

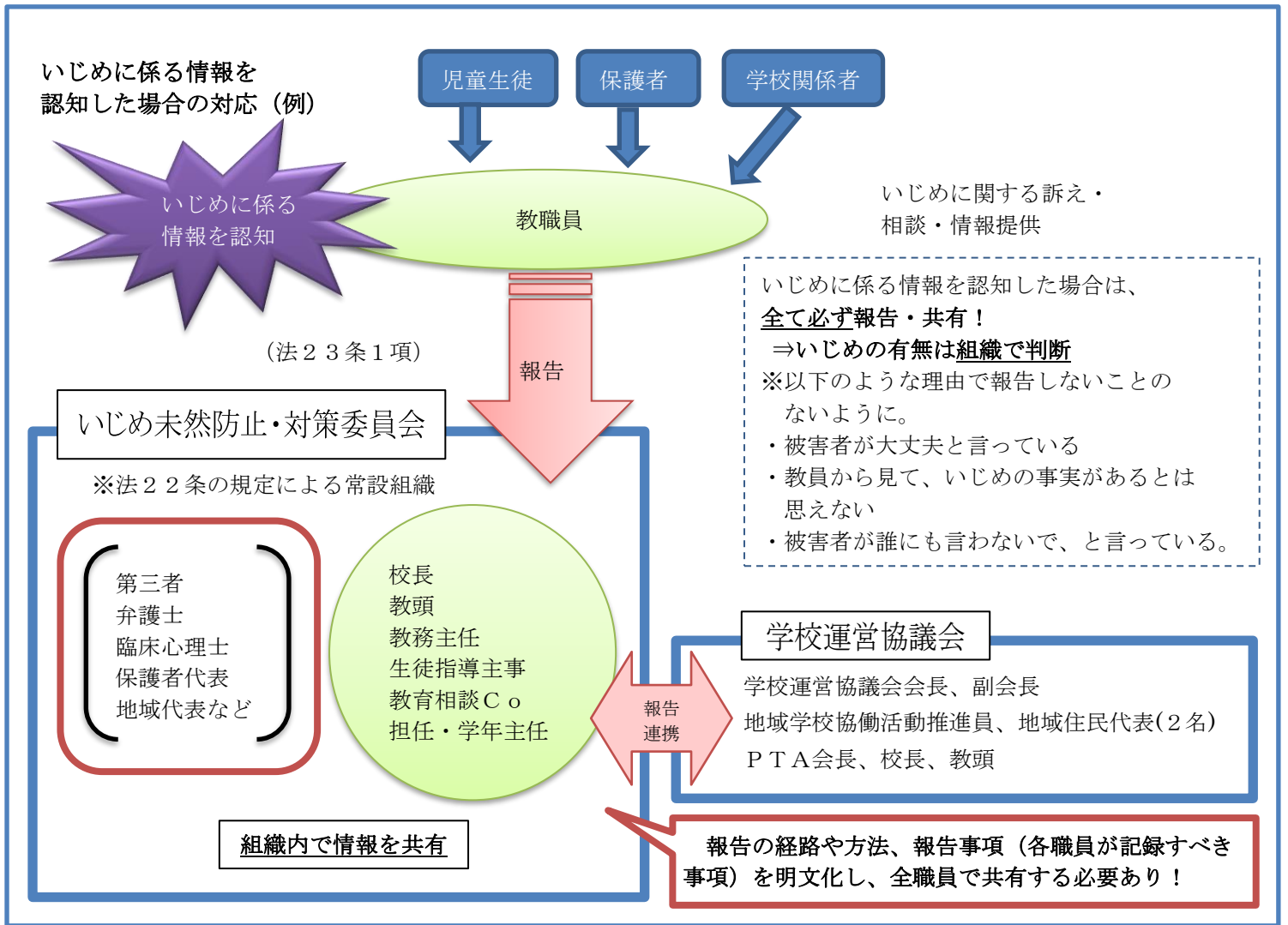
↓
被害者への謝罪(加害者・保護者・職員)

随時情報共有

- ※ 学級の他の児童にも原因があると考えられる場合、学活として扱うこともよい。ただし、被害を受けた児童を守ろうとする仲間が多数でなくてはならない。その際、双方の心情を十分に考慮し、「いじめられる側にも問題がある」といった学活にならないよう、組織的に対応する。
- ※ 児童同士のいじめやトラブルが学校と保護者のトラブルにつながらないように十分配慮し、迅速に正確に被害者の心情を大切にしてお対応する。

問題発生時においては、担任が一人で抱え込んだり、「大丈夫だろう」と安易に考えたりせず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって組織で対応する。

学校においてとるべき措置



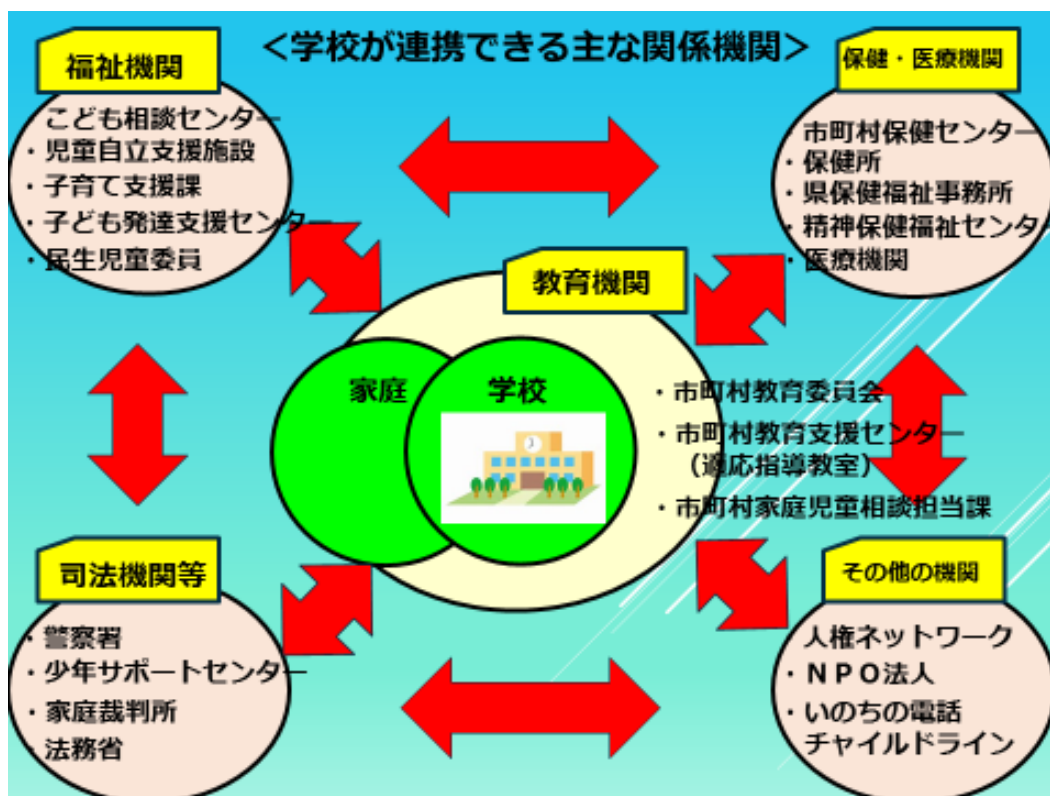
(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の研修職員会で「いじめ基本方針」について全職員で共通理解する。必要に応じて適宜職員研修を行う。
- ・一人一人の教職員が、早期発見・早期対応、未然防止に取り組むことができるよう、年度初めの児童理解研、終礼(毎週水曜)での情報共有を行う。
- ・夏季休業中の現職研修では、県いじめ調査等の結果を職員で共有すると共に、いじめの事案をもとに、演習やその事案から生きた教訓を学ぶ。

(4) 保護者・地域との連携

- ・児童の小さな変化、気になる言動について、学校、家庭、地域が情報を交流したり、相談したりしやすい環境を整える。
- ・いじめを認知したら、PTA会長や学校運営協議会に現在の状況やその後の学校の対応について報告し、連携して対応する。
- ・児童からの相談方法として、「なんでもBOX」や日記、ストップいじめアンケートなどがあることを保護者に周知し、相談があるときは家庭でも利用を勧めてもらう。
- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携



- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、子ども発達支援センター、民生児童委員、医療機関、いじめ防止アドバイザー、保護者代表、関係小中学校等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。

(6) いじめの解消

- ①いじめに係る行為が止んでいること (少なくとも3ヶ月を目安に)
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと (本人及び保護者に面談等で確認)
- ③様子の観察・被害者への聞き取り等、見届けを継続する。

4 いじめの「重大事態」における対応

(1) いじめの重大事態の意味

法：第28条第1項

ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）

イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、以下のようなケースが想定される。

○児童生徒が自殺を企図した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

- ・一定期間連続して欠席しているような場合には、30日目安にかかわらず、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなど調査に着手する。
- ・児童生徒や保護者から、申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態の「疑い」があった場合、速やかに市教育委員会へ「第一報」を報告する。「疑い」の段階で調査を開始し、一報後、市教育委員会の指導をふまえて、さらに調査を行う。

(3) 重大事態の調査

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。（客観的な事実関係を速やかに調査する）
- ・調査は、弁護士や精神科医、学識経験者、SC、SSW等の専門的知識及び経験を有する方を加え、公平性・中立性を確保する。
- ・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。また、関係機関等に積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・児童生徒の自殺という事態が起こった場合には、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者への説明は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に行う。

- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、調査に先立ち、いじめを受けた児童生徒または保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生や保護者に説明等の措置が必要である。

5 いじめ未然防止・対策等の組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) いじめ未然防止・対策委員会

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談 Co、養護教諭 等
学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会代表、スクールカウンセラー 等
※スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、民生児童委員、人権擁護委員 等

(2) 学校運営協議会

- ・学校運営協議会は、学校と地域住民等がともに学校の運営に取組、「地域とともにある学校」への中核をなす組織であり、学校におけるいじめ未然防止における取組や課題等を共有し、学校と地域が連携していじめの未然防止に努める意識を高める。

6 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

7 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。（方針に明記しない場合においても、学校の内規として明確に定めておく。）

8 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

東小学校いじめ未然防止プログラム

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解研の実施（配慮児童についての情報共有） ・研修職員会（「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）共通理解 ・高山市いじめ問題対策協議会における取組を全職員で共有 ・学校運営協議会で「方針」説明 ※校内いじめ未然防止・対策委員会は4月当初から随時実施	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・ひびきあい集会（人権についての話、ほかほかカードの取組） ・人権宣言について話し合い活動（学級の人権宣言を決める） 	毎月1回 いじめアンケートの実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット（SNS）の使い方についての実態調査 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・ハイパーQ Uの実施（2～6年生） ・親子SNS学習会の実施（3年生親子対象） ・教育相談週間の実施 	前期教育相談週間
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・各学級（学年）ごとに、SNS学習会（1・2・4～6年生） 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会） ・教育相談研修会（ハイパーQ Uの分析と活用） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1・2節の取組の評価） 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有 ・Webページ等による取組経過等の報告 	前期末三者懇談
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・人権宣言について話し合い活動（中間振り返り） 	学校運営協議会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・ハイパーQ Uの実施（2～6年生） ・生活のようす調べ（記名式）の実施、教育相談の実施 ・保護者向けに、ネットでの問題事例を示した資料の配布 	後期教育相談週間
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」（各学級の人権宣言の成果発表） ・「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流）（3・4節の取組の評価） 	後期個人懇談 冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案・5節の取組の評価） ・学校運営協議会で報告 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「教職員の取組評価アンケート」を基にした1年間の評価 ・学校だより等による次年度の取組等の説明 	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

